



produced by MEDIPLAT

2023年11月

衛生講話資料

職場の環境づくり

「事務所衛生基準規則(事務所則)」について

株式会社Mediplatの許可無く
対外的に参照・配布することを禁じます

Copyright(C) ALL RIGHTS RESERVED, Mediplat, Inc. CONFIDENTIAL

1. 「事務所」とは？

1. 事務所の定義
2. 事務所則の適用対象

2. 事務所則の内容

1. 法改正について
2. 空間・湿度・温度
3. 作業環境測定
4. 施設設備
5. 職場巡視

「事務所」とは？

「PC作業・電話対応・打ち合わせといった事務作業を行う場所」

(事務所衛生基準規則第1条1)



「事業所衛生基準規則(事務所則)」が適用される

&

労働安全衛生規則の「衛生基準」の適用外

(事務所衛生基準規則第1条2)

労働安全衛生規則

内容

有害物質
粉塵・騒音
作業環境測定
保護具

工場
建築現場
屋外

対象

例外

有害業務を前提

事務所衛生基準規則

オフィス

食堂
炊事場

座位作業
画面
照明

内容

オフィス業務を前提

事務所則の適用対象

① 建築基準法の定め (第2条1号)

- ・ 屋内（屋根・柱・壁がある）であること
- ・ 学校・病院・劇場・集会場・百貨店・旅館など（特殊建築物）ではない

② 事務機器が設置され、事務作業を行う場所

- ・ 店舗・倉庫・興行場などではない

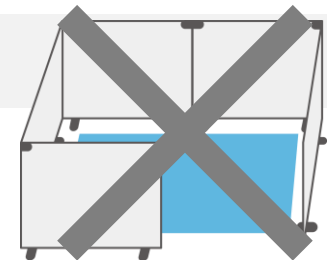


③ 附属する食堂・炊事場を除く

- ・ 上記は労働安全衛生規則(629条～632条)の対象

④ 独立した場所である

- ・ 工場の一部をパーティションなどで区切るのは×
- ・ 独立した壁・天井に囲まれ、明確に区分されていること



典型的な「オフィスワーク」であればこの対象になる

事務所則と安衛則が改正 (令和3年12月1日)

● 労働衛生基準の改正・見直しの主な項目とポイント

照度



▶事務所における照度について、作業の区分と照度の基準が変わりました

➔ P2

便所



▶便所の設置基準が変わりました

➔ P3-4

個室型便所
について

照度基準が
厳格化

休養室・休養所



▶設置する際の留意点を新たに示しました

休憩の設備



▶設置する際の留意点を新たに示しました

更衣室・シャワー設備等



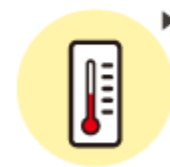
▶設置する際の留意点を新たに示しました

➔ P5

具体的な品目
が削除

休憩利用の
詳細を示した

温度



▶空気調和設備のある室の気温の努力目標値について見直されました

測定方法



▶事務所におけるCO・CO2含有率の測定を行う際の測定器の例を明示しました

救急用具



▶常備品目の規定がなくなりました

➔ P6

厚生労働省, 「ご存知ですか? 職場における労働衛生基準が変わりました」リーフレットより抜粋

① 気積（空間）（第2条）

- ・ 1人あたり10m³以上
- ・ 物があるスペース除く

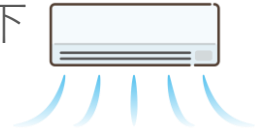
つまり
「席を詰めすぎない」
こと



② 換気（第5条：換気設備がある場合）

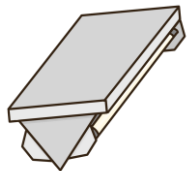
- ・ 二酸化炭素1000ppm以下
- ・ 一酸化炭素10ppm以下
- ・ ホルムアルデヒド0.1mg/1m³以下
- ・ 気流0.5m/s以下

測定方法も
規定あり



③ 照度（第10条）

- ・ 基本は300lx以上
- ・ 付随的な事務作業は150lx以上
- ・ JIS照明基準総則も参照
(より明るい環境が必要)



文字を読んだり
資料を細かく識別
しない作業

④ 騒音・振動（第11,12条）

- ・ 室内に騒音・振動が伝ばしない
ように措置が必要
- ・ 騒音を発する事務機器を5台以上
用いる場合、専用作業室が必要

昔のタイプライターの想定

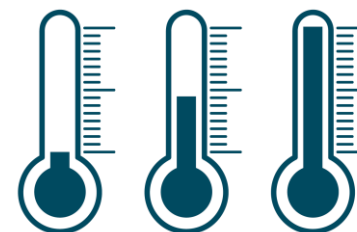
温度・湿度について

■ 温度

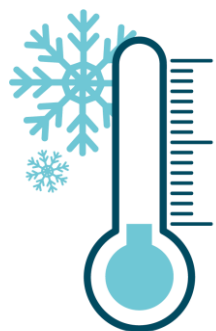
- ・ 18°C～28°C (第5条3)
- ・ 10°C以下になる場合、
暖房設備が必要 (第4条)
- ・ 外気より著しく低くしない (第4条2)
(※電子計算機の冷却に用いる場合は例外)

■ 相対湿度

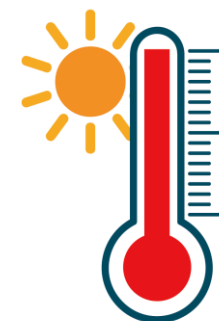
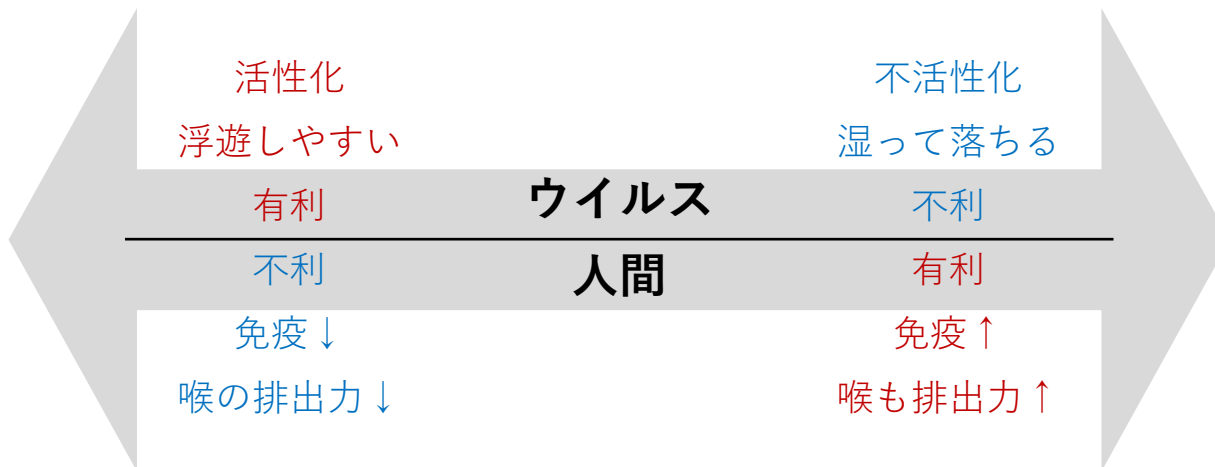
- ・ 40%～70% (第5条3)



感染症予防の観点では、20～25°C/50～60%が勧められる



低温乾燥



高温多湿

作業環境測定について

■ 測定項目と測定方法 (第8条)

- ・ 一酸化炭素 (検知管方式)
- ・ 二酸化炭素 (検知管方式)
- ・ 室温・外気温 (**0.5°C目盛**の温度計)
- ・ 相対湿度 (**0.5%目盛**の湿度計)

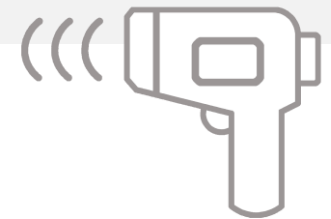
通常使用する時間に
床上**75cm**~**120cm**
で行う

オフィスビルなら
管理業者が
行うことが多い

■ 測定頻度 (第8条)

- ・ 基本は「**2ヶ月に1回**」
- ・ 前1年間に基準範囲内なら、
「3-5月/6-8月/9-11月/12-2月」ごとに1回

温湿度は
日常的にも管理
したほうが良い



■ 報告・保管 (第7条)

- ・ **3年間**記録を保管する
- ・ 職場環境は**衛生委員会の報告事項**の1つ

ビル管理業者に
任せっきり
になっていませんか？



トイレについて

■ トイレの基本的な考え方

- ・ 男女別で設置
- ・ 手洗い場も必要

男性用大便所	60人ごとに1つ
男性用小便所	30人ごとに1つ
女性用便所	20人ごとに1つ

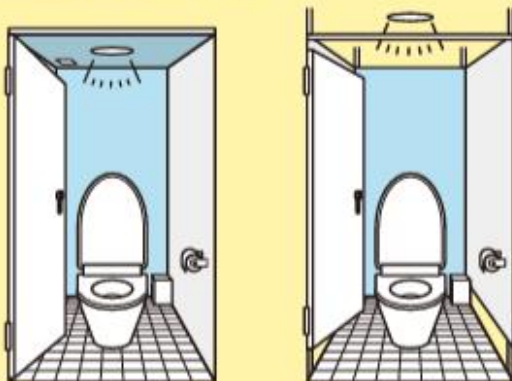
※人数端数は切り上げ処理

■ 改正：独立個室型の便所

- ・ 常時10人以内の事業所では独立個室型1つでも足りるとした
- ・ 左の必要数から「独立個室型の数×10」減らせる



▶「独立個室型の便所」とは



OK

NG

- ✓ 男性用と女性用に区別せず、単独でプライバシーが確保されている
- ✓ 便所の全方向が壁等[※]で囲まれ、扉を内側から施錠できる構造である
※視覚的、聴覚的観点から便所内部が便所外部から容易に知覚されない堅牢な壁や扉のこと。
- ✓ 1個の便房により構成されている
- ✗ 仕切り板又は上部もしくは下部に間隙のある壁等によって構成されている

【例】

男性70人・女性30人の場合

＜原則＞

男性用大便所：2つ

男性用小便所：3つ

女性用便所：2つ

＜独立個室あり＞

独立個室型：1つ

男性用大便所：1つ

男性用小便所：2つ

女性用便所：1つ

改正前

- ① 包帯・ピンセット・消毒薬
- ② 火傷の可能性あるなら火傷薬
- ③ 重傷者出る可能性があるなら
止血帯・副木・担架

+

負傷者の手当に必要な救急用具



改正後

負傷者の手当に必要な救急用具
(具体的内容は削除)



厚生労働省の見解

負傷時・罹患時は医療機関搬送が基本

衛生委員会の審議・産業医の意見でそれぞれ検討

感染防止用具も備え付けておくことが望ましい

企業のBCP
(事業継続計画)
も含め策定を

まとめ・職場巡視について

■ 事業所の衛生管理

- ・ 作業環境に問題があった場合は**衛生委員会**で審議
- ・ 作業環境測定と併せ、**職場巡視**でも確認
- ・ **衛生管理者の巡視**項目に含まれる

ただし、厳密には
職場巡視記録の保管義務はない
(※証明のため保管した方がよい)

衛生管理者が確認・保管を担う

■ 職場巡視の頻度

- ・ 衛生管理者は**週1回**
- ・ 産業医は**月1回**

※「衛生委員会の審議結果」「衛生管理者巡視結果」を
毎月1回以上情報提供されている場合、2月に1回に省略可



2ヶ月に1回のみ訪問の場合、
「議事録」「巡視記録」の提供を行うのを忘れずに